

印刷業界の新技术情報を三美印刷がお届けするメールニュース

sanbi-i-com 2009年2月号 (No.102)

印刷物から印刷用紙へのリサイクルを

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の変更が、2月13日閣議決定されました。今回の改定では、コピー用紙の環境配慮基準に総合評価方式が導入されたこと(前回発信)と合わせて、古紙リサイクル対応が強化されたことが大きな特徴です。

2月9日には日本印刷産業連合会(以下「日印産連」)主催で「グリーン購入法/印刷基準改定の動向とリサイクル型印刷物への取り組みに関する説明会」が、200名を超える規模で開催されました。

今回は、「印刷物から印刷用紙へのリサイクル」についてです。

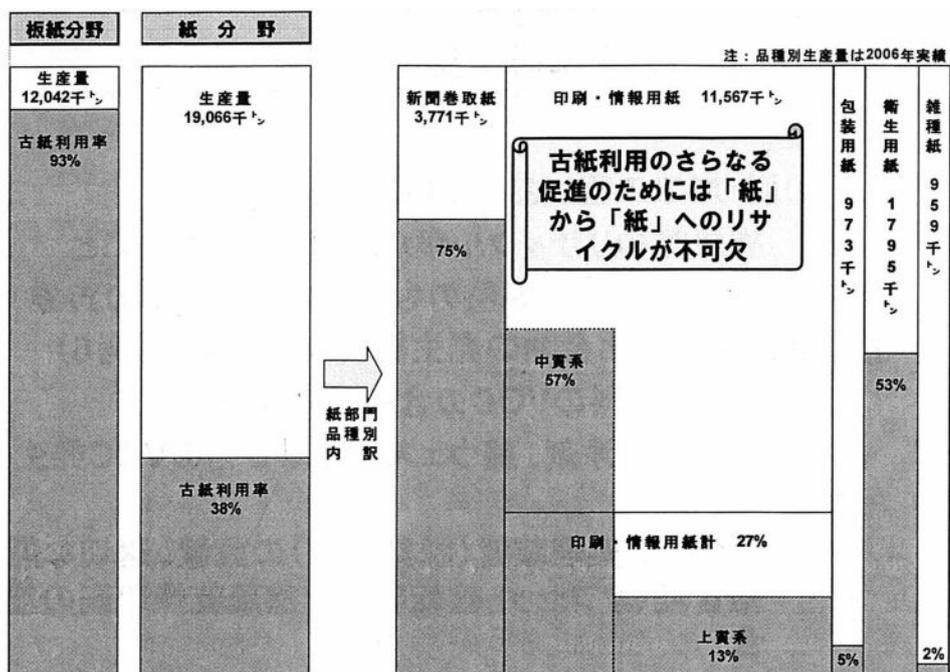
■古紙利用は環境対策上引き続き重要な課題

(1) 古紙は、日本全体の循環資源のおおよそ1割を占める重要な資源です。製紙原料に占める古紙の割合(古紙配合率)は61.2%(2007年)で、ごみの減量化だけでなく、森林資源や地球環境の保全にも貢献しています。

一時期古紙利用は、バージンパルプと比較して製造工程におけるCO₂の排出や薬品の使用が多いとの指摘がありました。環境省が改めて調査・研究した結果、紙資源の投入から廃棄までのライフサイクル全体を総合的に考えた場合、バージンパルプの環境配慮と合わせて、古紙の積極的活用も環境対策にとって引き続き重要であると見直しされました。

(2) 2006年の古紙利用率は「板紙」が93%と非常に高く、今後の向上余地が少ないのに比べ、「紙」は38%(その内「印刷・情報用紙」は27%)に留まっています。古紙利用率の向上を図るには、「印刷物から印刷用紙へのリサイクル、上質な古紙の回収と利用」が特に重要になっています。

＜品種別生産量と古紙利用率(2006年)＞



資料：紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計、日本製紙連合会

■グリーン購入法/印刷基準の改定，紙から紙へのリサイクルの促進を

このようなことを背景にグリーン調達基準の「役務・印刷」部分が，下記のように変更されました。

(1) 古紙再生の阻害要因となる資材の使用抑制

具体的には，日印産連などが作成した「古紙リサイクル適正ランクリストのB，C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと」となりました。「古紙リサイクル適正ランクリスト」のポイントは下記のような点です。

	A ランク (紙，板紙へのリサイクルにおいて阻害要因とならない)	B ランク (紙へのリサイクルには阻害要因となるが，板紙には阻害要因とならない)	C ランク (紙，板紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる)
用紙	アート紙，コート紙，上質紙，中質紙，更紙など	色紙（青または色の薄いもの），グラシンペーパーなど	色紙（赤，緑，黄または色の濃いもの），レザック・NTラシャなど表紙用特殊紙，カーボン紙，感圧紙など
製本	製本用針金，ホッチキス，リサイクル対応型の難細裂化EVA系ホットメルト，PUR系ホットメルト	製本用糸，EVA系ホットメルト	
表面加工	OPニス，光沢コート（ニス引き，プレスコート）	PP貼り，UVコート，箔押し	
シール	リサイクル対応型シール	シール（対応型を除く）	

注1) Dランクは，芳香紙など微量の混入でも紙・板紙へのリサイクルが不可能になるものです。

注2) 「表紙などにやむを得ず B・C ランクのものを使用する場合は，使用部位，廃棄方法を明記すること」となっています。

「古紙リサイクル適正ランクリスト」の詳細は下記をご参照ください。

<http://www.jfpi.or.jp/environment/recycle/file/d-4.pdf>

(2) 印刷物へのリサイクル特性の表示

Aランクの資材のみで作製された印刷物には「紙へのリサイクル可」，Bランクのものには「板紙へのリサイクル可」と表示することになりました。なお，マークなどの表示方法については，適切に見直しを実施するとなっています。

日印産連及び古紙再生促進センターでは，小学館の「BE-PAL2月号」などに「リサイクル適正マーク」を表示して，印刷・情報用紙への古紙利用率向上のための実証実験を進めています。

(3) 「資材確認票」による確認

調達基準の備考4)では，「印刷物の発注にあたっては，資材確認票にて使用される資材の確認を行い，リサイクル対応型印刷物の作製に努めること」となっています（平成21年度は試行期間）。今後印刷物発注者の方も，次ページのような「資材確認票」を利用することが有効になってくるかもしれません。

【資材確認票の様式例】

広告ページ、口絵、カラーページ等、必要に応じて記入

リサイクル適性ランク
リスト上の分類を記入

使用予定資材の製造
元・銘柄名を記入

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： _____

***** 印刷株式会社

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	分類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	**製紙/****	
	表紙	○	A	アート紙	**製紙/****	
	見返し	○	A	アート紙	**製紙/****	
	カバー	—	—			
インキ		○	A	平版インキ	**インキ/****	
		—	—			
		—	—			
		—	—			
加工	製本のり	—	—			中綴じ
	表面加工	○	A	OPニス	**化学/****	
その他		—	—			
		—	—			
		—	—			

↓

リサイクル対応		判別
Aランクのみ	A型	○
AまたはBランク	A B型	
C・Dあり	非リサイクル対応型	

リサイクル適性ランクを記入
(リサイクル対応型印刷資材データベースの
活用) (メーカー・代理店に問い合わせ)

必要に応じて
使用箇所
を記入

綴りのハガキ・封筒・申込
書、貼付の付録等、必要に
応じて記入

以上は、国のグリーン調達基準の変更ですが、「地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい」となっており、上記変更点が今後民間にも波及してくると思われます。

「印刷物から印刷用紙へのリサイクル」の促進には、1)印刷会社は、リサイクル対応型印刷物資材の情報を積極的発信していくこと 2)印刷物発注者は印刷物の「目的・機能の充足」と「リサイクル対応」の両立を考え、企画段階からリサイクル適正を考慮することが不可欠になってきます。

◆「リサイクル対応型印刷物製作」の詳細は、古紙再生促進センターの下記ページをご参照ください。

http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/produce.html